

会 報

2014 2 月

京築消防設備



---史跡シリーズ---

松屋寺

(大分県日出町)

◆国の天然記念物

曹洞宗の寺で、1607(慶長 12)年に初代藩主延俊が建立した木下家の菩提寺。本堂前の大ソテツは日本三大ソテツの一つに数えられ、幹回りは日本一といわれ、推定樹齢は700年と伝えられている。(2013/10/3 撮影)

※平成 25 年度視察研修 1 日目に見学した場所です。

目 次

- * 年頭の辞 (会長、消防長)
- * トピックス
- * 児童防火標語
- * 視察研修
- * 消防関係法令の改正

顧 問	監 事	監 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	常 任 理 事	副 会 長	副 会 長	会 長
谷 中	林 田	高 濱	米 田	木 下	朝 来	六 田	村 口	上 城	相 良	松 垣	中 井	小 田	岩 崎
義 信	竜 一	直 規	龍 之 介	裕 司	律 則	一 美	立 己	直 之	榮 一	憲 生	和 行	伸 幸	砂 巳

役員名簿

年頭の辞

「新年を迎えて」 京築消防設備安全協会 会長 岩崎 真砂巳



平成 26 年の新春を迎え会員の皆様に謹んでお慶びを申し上げます。
また、日頃より当協会の事業運営に、格別のご支援ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、昨今では、雑居ビルやグループホームあるいは診療所など、建物火災で避難困難な高齢者や要介護者等多くの方々犠牲となっております。また、消防用設備等の経年劣化に伴う事故も散見される事態が発生しております。

我々事業所においても、複雑多様化する災害、多様化した建物等における効果的な防火安全の確保、経年劣化した消防用設備等への対応などに積極的に取り組んでいかなければなりません。

当協会としては、創立20周年を迎える年となります。これまで各方面のご理解とご協力により、円滑な協会運営を行ってきておりますが、設立の原点に立ち返って、協会の目的、使命、役割を再確認し、これまで蓄積してきた技術情報等を活用しながら、消防設備等に関わる事故の防止、安全の確保に一層の努力をしていきたいと考えております。

結びに、皆様の益々のご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭の辞

「新しい年を迎えて」 京築広域圏消防本部 消防長 谷中 義信



平成 26 年の輝かしい新春を迎え、京築消防設備安全協会会員の皆様に謹んで衷心よりお慶びを申し上げます。また、平素より消防設備に係る災害防止と安全思想の普及啓発にご尽力され、多大な貢献をなされていますことに対し、深い敬意と感謝の意を表する次第でございます。

昨年を振り返りますと、夏季に各地で記録的な豪雨が発生し、10 月には台風 26 号が伊豆大島を襲い、大きな被害をもたらしました。また、長崎市の認知症グループホームや福知山市の花火大会、福岡市の有床診療所等における火災により多くの方が犠牲となりました。

当消防本部においては、防火対象物の火災は昨年4件発生しておりますが、幸いにも人的被害等は発生しておりません。しかし防火対象物の火災は一旦発生すると大規模災害に発展する恐れが高く、甚大な被害をもたらす多数の死傷者が発生するなど社会的影響が大きいと、日頃から関係機関との連携強化を深め、更なる消防防災体制の強化を図る必要があります。

会員事業所の皆様におかれましては、住民が安心して暮らせる安全な地域づくりのため、より一層のご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、京築消防設備安全協会の益々のご発展と、皆様方のご健勝を祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

トピックス

★ ボランティアで住宅用火災警報器設置

昨年11月25日に一人暮らしの高齢者を火災から守ろうと、当協会監事の林田竜一【(株)林田電気工業】氏が部長を務めている福岡県電気工事業工業組合京築支部青年部(9名)の皆さんが、豊前市の高齢者住宅20件に住宅用火災警報器をボランティアで設置しました。設置には、豊前市職員1名、九州電力(株)行橋営業所の職員3名、京築広域圏消防本部職員4名が同行し、寝室に住宅用火災警報器を無料設置し、電気(漏電)の点検も同時に行うなどボランティアで社会福祉活動を行いました。



児童防火標語

★平成26年管内児童防火標語がきました。

『火は消そう 命の炎は 大切に』 豊前市立 山田小学校五年 角田桃太郎さん

児童の防火意識の高揚を図り、火災予防を喚起するため、消防本部が毎年実施している児童防火標語に今年も協賛しました。

今回は、豊前市の小学5年生を対象に募集し、10校 244 篇の応募がありました。平成 25 年 11 月 13 日、消防本部会議室に於いて当協会長をはじめ、豊前市教育委員会長、危険物安全協会長、消防長による審査会で入選 10 点、優秀1点を選びました。



点検式で角田さんと会長

優秀作品のポスターを、管内の学校、店舗、事業所などに掲出していただき、火災予防を呼びかけます。平成 26 年消防点検式(1月7日)において、消防長から角田桃太郎さんに賞状と記念品が贈られました。



視察研修

日 時 平成 25 年 10 月 3.4 日

場 所 オムロン太陽(株) ダイハツ九州中津他
オムロン太陽(株)では、障がいを補うための生産設備の開発及び導入をはじめ、社員一人一人の創意工夫による現場の改善を見ることができました。

ダイハツ九州中津では、開発から生産までの一貫体制の構築を目のあたりにし、スピーディーかつ安心安全な車作りを見ることができました。

参加された会員の皆様、大変お疲れ様でした。



オムロン太陽(株)



ダイハツ九州(株)中津

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準の見直しを行うほか、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記の設置基準の見直しと合わせて、消防法施行規則の一部を改正する省令等において消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものである。

【改正理由】

花火大会会場、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設及びホテルにおける最近の火災事例を受けて、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」、「ホテル火災対策検討部会」等の検討部会の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準並びにスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記検討部会の報告書等を踏まえ、避難が困難な高齢者及び障害者等が入所する社会福祉施設等において消防機関に通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動を義務付けるほか、自動火災報知設備の設置義務拡大に伴う特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものである。

1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

【内容】

(1) 火気器具等の取扱いの条例制定基準の見直し(第5条の2関係)

火を使用する器具等の取扱いに関する消防法第9条の規定に基づく市町村条例の制定基準として、対象火気器具等を、祭礼、縁日、展示会、花火大会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することを定める。

(2) スプリンクラー設備の設置基準の見直し(第12条関係)

火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる施設)において、現在延べ面積275 m²以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、原則として延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

なお、例外として延焼抑制構造を有する施設は設置を不要とする。

また、介助がなければ避難できない者が多数を占めない障害者施設等は275 m²を据え置く。

(3) 自動火災報知設備の設置基準の見直し(第21条関係)

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等(自力避難困難な者が入所するもの以外のもの(※))(消防法施行令別表第一(5)項イ、(6)項イ及びハに掲げる施設)で就寝の用に供する居室を持つものに対して、現在延べ面積300 m²以上のものに設置が義務付けられている自動火災報知設備を、延べ

面積にかかわらず設置することを義務付ける。

※自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等については、既に義務付けられている。

(4) その他

所要の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を定める。

【施行期日】

平成27年4月1日((1)については、公布の日)

2. 消防法施行規則の一部を改正する省令について

【内容】

(1) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し(第25条関係)

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。

(2) スプリンクラー設備の補助散水栓に係る基準の見直し(第13条の6関係)

補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合の消防用ホースの基準について、必要な規定を定める。

(3) その他

必要な経過措置を定める。

【施行期日】

平成27年4月1日((2)については公布の日)

3. 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

【内容】

用語の定義(第2条関係)

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等(消防法施行令別表第一(5)項イ、(6)項イ及びハ(利用者を宿泊させ、又は入居させるものに限る。)並びにこれらの用途に供される部分が存する(16)項イに掲げる防火対象物における自動火災報知設備の設置の義務化に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設の対象にこれらの施設を追加する。

【施行期日】

平成27年4月1日

消防用設備等点検報告書の様式改正について

平成 25 年 7 月 2 日施行(公布日)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○別記様式第 5 (その 1) (その 4) | 【泡消火設備】 |
| ○別記様式第 9 (その 1) (その 3) | 【屋外消火栓設備】 |
| ○別記様式第 16 (その 2) 備考欄 | 【誘導灯及び誘導標識】 |
| ○別記様式第 20 (その 1) (その 3) | 【連結送水管】 |
| ○別記様式第 25 (その 1) | 【非常電源(蓄電池設備)】 |

平成 25 年 10 月 1 日施行

消防用設備等の点検基準

- | | |
|--------|-------------|
| ○別表第 2 | 【屋外消火栓設備】 |
| ○別表第 3 | 【スプリンクラー設備】 |

平成 25 年 10 月 1 日施行

- | | |
|------------------------|-------------|
| ○別記様式第 2 (その 1) (その 3) | 【屋内消火栓設備】 |
| ○別記様式第 3 (その 1) (その 3) | 【スプリンクラー設備】 |

※経過措置:平成 26 年 3 月 31 日までの間は、従前の例による

平成 26 年 4 月 1 日施行

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ○別表第 12 (点検基準)及び別記様式第 12 | 【漏電火災警報器】 |
|--------------------------|-----------|

※経過措置:別記様式第 12 は、平成 26 年 9 月 30 日までの間は、従前の例による

平成 25 年 11 月 26 日施行(公布日)

消防用設備等の点検基準

- | | |
|---------|----------------|
| ○別表第 6 | 【不活性ガス消火設備】 |
| ○別表第 7 | 【ハロゲン化物消火設備】 |
| ○別表第 8 | 【粉末消火設備】 |
| ○別表第 28 | 【パッケージ型消火設備】 |
| ○別表第 29 | 【パッケージ型自動消火設備】 |

平成 25 年 11 月 26 日施行

- | | |
|------------------------|----------------|
| ○別記様式第 6 (その 1) | 【不活性ガス消火設備】 |
| ○別記様式第 7 (その 1) (その 2) | 【ハロゲン化物消火設備】 |
| ○別記様式第 8 (その 1) (その 2) | 【粉末消火設備】 |
| ○別記様式第 28 (その 1) | 【パッケージ型消火設備】 |
| ○別記様式第 29 (その 1) | 【パッケージ型自動消火設備】 |

※経過措置:平成 26 年 3 月 31 日までの間は、従前の例による